

専決処分した事件の報告について

平成二十四年十月二十二日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年二月十七日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告（被害者）に対し、本件和解金として、金二百万円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (二) 被告は、本件に関し、遺憾の意を表する。
- (三) 被告は、本件に関する経緯について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示しないことを確約する。
- (四) 原告らはその余の請求を放棄する。
- (五) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(六) 訴訟費用は各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十四年十月二十二日（区收受 十月三十日）

(二) 当事者 原告 江戸川区民（二名）

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 区立学校教諭からわいせつ行為を受けた被害者及びその保護者が、被告に対し二千九十万八千円の損害賠償を請求したもの

三区指定代理人 特別区人事・厚生事務組合法務部 南郷一英 和泉ゆかり 木村美和子

江戸川区 高濱次郎 飯田常雄

四 訴訟経過

平成二十四年十一月二十九日、平成二十五年十二月十三日 口頭弁論二回 弁論準備七回

平成二十五年十二月十三日

和解成立